議案第７９号

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和８年９月３日提出

清水町長　　辻　　康　　裕

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成４年清水町条例第２３号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正箇所）

改正後	改正前
（助成の方法） **第８条**　（略） ２　町長は、前項に規定する支払についての事務を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構、北海道国民健康保険団体連合会その他これらに類する者に委託することができる。 ３　（略）	（助成の方法） **第８条**　（略） ２　町長は、前項に規定する支払についての事務を北海道社会保険診療報酬支払基金、北海道国民健康保険団体連合会その他これらに類する者に委託することができる。 ３　（略）

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。